

## 災害廃棄物処理支援員制度に関する要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、市区町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害が発生した時に、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人的資源を活用して、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行うための災害廃棄物処理支援員制度（以下「制度」という。）について基本的な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マネジメントの支援とは、発災後被災地方公共団体が行う災害廃棄物処理のための方針や個別課題の対応に係る助言や調整等の支援のことをいう。
- (2) 災害廃棄物処理支援員（以下「支援員」という。）とは、被災地方公共団体の災害廃棄物処理のマネジメントの支援を行うために、地方公共団体の推薦を受けて、環境省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (3) 地域ブロック協議会とは、災害廃棄物対策に関し、地方公共団体が相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、地方環境事務所が中心となって設置した協議会をいう。
- (4) 災害廃棄物処理計画とは、地方公共団体が廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために策定する計画をいう。
- (5) 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画とは、地域ブロック協議会が、地域ブロック内関係者との連携・協力体制の基に、災害廃棄物対策の課題を解決するための対応や都道府県域を越えた広域的な連携の在り方を取りまとめた計画をいう。

## 第2章 災害廃棄物処理支援員の登録

### (災害廃棄物処理支援員の登録)

第3条 環境省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害廃棄物処理支援員として名簿に登録し、当該登録名簿の管理を行うものとする。

2 支援員の登録名簿は、都道府県、地方環境事務所及び環境省で共有するものとする。なお、災害廃棄物処理支援員制度の運用以外に登録名簿を使用しないこととする。

### (推薦の対象)

第4条 推薦の対象は、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体の職員を基本とする。

### (推薦の手続)

第5条 環境省は、毎年度、地方公共団体に対し候補者の推薦を依頼するものとする。

2 地方公共団体は、前項の規定による依頼に応じて候補者の推薦を行うものとし、さらに随時の推薦を行うことができるものとする。

3 前項の規定による推薦については、都道府県が集約し、環境省に対し様式1(災害廃棄物処理支援員推薦書)を提出して行うものとする。

### (登録の通知)

第6条 環境省は、支援員を登録したときは、様式2(災害廃棄物処理支援員登録通知書)により、当該支援員を推薦した地方公共団体に対し速やかに通知する。この場合において、市区町村に対する通知は、当該市区町村を包括する都道府県を通じて行うものとする。

### (登録証)

第7条 環境省は、登録者本人に対し、災害廃棄物処理支援員登録証を発行するものとする。この場合において、登録証は所属する地方公共団体を通じて、登録者本人に配布を行うものとする。

2 登録された支援員は、本制度に基づく派遣に際して、登録証を携帯することとする。

### (支援員の資質の確保)

第8条 登録された支援員は、その資質の確保、能力の向上のため研修・訓練を定期的に行うものとする。

### (登録の抹消)

第9条 地方公共団体は、推薦した支援員について登録の抹消を希望するときは、様式3(災害廃棄物処理支援員登録抹消届出書)により、都道府県を通じて、環境省に対し速やかに届け出るものとする。

2 環境省は、第1項の届け出に基づき支援員の登録を抹消したときは、様式4(災害廃棄物処理支援員登録抹消通知書)により、当該届出を行った地方公共団体に対し、都道府県を通じて通知するものとする。

### 第3章 制度の運用

#### (制度の運用の基本的な事項)

第10条 制度の運用の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 制度は、地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画や地域ブロック協議会が策定する大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画、地方公共団体等の災害時相互応援協定等を妨げるものではなく、これらと連携して運用することができるものとする。
- (2) 制度に基づく支援員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣(公務出張)を基本とするものであり、被災地方公共団体の要請に応じて行動するものとする。
- (3) 制度に基づく支援員の派遣が円滑に行われるよう、都道府県、地方環境事務所及び環境省が必要な調整を行うものとする。

#### (支援員の派遣要請)

第11条 前条3号による支援員の派遣について、被災地方公共団体は、支援員の所属する当該地方公共団体に対して、次の各号に掲げる事項を記載した文書(様式5)を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

- (1) 支援員による支援の内容
- (2) 派遣が必要な期間
- (3) 主な活動場所
- (4) 前号に掲げるものの他、支援員の派遣に関して必要な事項

#### (支援員の派遣に関する留意事項)

第12条 支援員の属する地方公共団体は、支援員の派遣に関し、活動に必要な資機材、支援員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、原則自己完結型で対応するものとする。

2 支援員を派遣する地方公共団体は、支援員の派遣要請に応じる意思の確認も含め、派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。その際、他の職員を併せて派遣することを可能とする。

#### (支援員の派遣に関する費用の負担)

第13条 制度に基づく支援員の派遣に要した費用の負担については、支援員(及び補佐のための職員)を派遣した地方公共団体が負担することを原則とし、必要により、支援員を派遣した地方公共団体と被災地方公共団体とが協議して定めるものとする。

（連絡先の共有）

第 14 条 環境省は、制度に基づく支援員の派遣に関する連絡調整を行うため、地方環境事務所、都道府県の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、地方環境事務所、都道府県と共有するものとする。

（制度の普及）

第 15 条 環境省は、制度の円滑な運用を確保するため、平常時に、災害廃棄物処理支援員登録の促進及び制度の周知を行うものとする。

（研修・訓練の実施）

第 16 条 環境省は、支援員に対し、必要な資質の確保、能力の向上のため、研修・訓練を実施するものとする。

（要綱の見直し）

第 17 条 環境省は、前条に規定する研修・訓練及び制度の運用の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、制度に関し必要な事項は、環境省が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

様式 1

第 号  
年 月 日

環境省 環境再生・資源循環局  
環境再生事業担当  
参事官付災害廃棄物対策室室長様

地方公共団体の長

災害廃棄物処理支援員推薦書

災害廃棄物処理支援員の登録に関する要綱第 5 条第 3 項に基づき、以下の者を推薦します。

氏名	所属	職種	役職

推薦する人数によって上表を増やして用いる。

添付書類

様式 1 - 2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E mail	

派遣要請する際の連絡先電話番号

平日昼	
休日・夜間	

( 様式 1 - 2 )

災害廃棄物処理支援員登録様式

現在の情報をご記入ください

記入 年 月 日

本人(フリガナ)		
本人氏名		
所属機関	名称	
本人 連絡先	部署	
	役職	
	所在地	
	TEL	
	PC メール アドレス	
職種(該当に○印を記入)	事務 土木 建築 機械 電気 化学 その他( )	
実務経験  (災害廃棄物処理)	被災して処理対応を行った経験	
	他地方公共団体への支援で処理対応を行った経験	
対応可能分野コード番号		
その他特記事項		

A4 版 1 枚以内(別添資料可)

以下、環境省記入欄

登録番号	
------	--

記載上の注意

1. 「対応可能分野コード番号」欄については、災害廃棄物対策の支援に関連して経験した分野を別表から選択し、該当する番号を記入してください。
2. 「実務経験（災害廃棄物処理）」欄については、所属団体及び他の地方公共団体において行った災害廃棄物処理対応の内容を詳細に記載してください。
3. 対応可能分野コード番号表に該当する項目がない場合、具体的な内容の特記事項の欄に記載してください。

対応可能分野コード番号表

コード番号	分類	支援の内容例
1	全般的事項	体制整備、課題の整理・解決に係る助言・情報提供、事務委託支援
		被災地の状況把握・分析
		市民等への広報、マスコミ対応支援、ボランティア関係調整
2	実行計画・災害報告書	発生量推計、災害廃棄物処理実行計画策定支援
		災害報告書作成支援、災害査定対応助言
		災害等廃棄物処理事業費補助金事務：予算確保に係る手順、関係者への説明要領、現地調査、設計、積算、仕様書作成、業者選定、見積徴収、契約事務ノウハウ提供
3	収集運搬	必要車種、台数、期間の把握・支援要請の支援
		収集運搬支援団体との調整、進捗管理支援
4	仮置場	仮置場適地の確保、仮置場開設支援、仮置場のひっ迫予測
		仮置場管理運営助言、業務委託支援
5	処理関連	他地方公共団体等との処理に関する調整
		民間処理委託契約関係支援
6	損壊家屋	損壊家屋(解体)撤去関係支援



様式 2

第 号  
年 月 日

地方公共団体の長 様

環境省 環境再生・資源循環局  
環境再生事業担当  
参事官付災害廃棄物対策室室長

災害廃棄物処理支援員登録通知書

災害廃棄物処理支援員の登録に関する要綱第 6 条第 1 項に基づき、下記の者を災害廃棄物処理支援員として登録しましたので通知します。

記

1 氏 名	
2 登録年月日	
3 登録番号	

登録する人数によって上表を増やして用いる。

様式 3

第 号  
年 月 日

環境省 環境再生・資源循環局  
環境再生事業担当  
参事官付災害廃棄物対策室室長様

地方公共団体の長

災害廃棄物処理支援員登録抹消届出書

災害廃棄物処理支援員の登録に関する要綱第7条第1項に基づき、下記の者の登録の抹消を希望しますので届け出ます。

記

1 氏 名

2 登録番号

3 抹消希望理由

( )

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E mail	

様式 4

第 号  
年 月 日

地方公共団体の長 様

環境省 環境再生・資源循環局  
環境再生事業担当  
参事官付災害廃棄物対策室室長

災害廃棄物処理支援員登録抹消通知

災害廃棄物処理支援員の登録に関する要綱第 7 条第 2 項に基づき、下記の者の登録を抹消しましたので通知します。

記

1 氏 名

2 登録抹年月日 年 月 日

3 登録番号

様式 5

第 号  
年 月 日

支援員を派遣する地方公共団体の長 様

被災地方公共団体の長  
(公印省略)

災害廃棄物処理支援員の派遣要請書

標記のことについて、下記のとおり要請します。

記

支援の内容	
派遣が必要な期間 (見込みを含む)	
主な業務実施場所	
上記までの交通手段	
連絡欄 (災害廃棄物処理支援員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))	

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E mail	